

参考資料

- ▶ 用語集
- ▶ 奥出雲町立地適正化計画策定経緯
- ▶ 奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会要綱
- ▶ 奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会名簿

用語集

▼あ行

空き家バンク	空き家を売りたい方、貸したい方が空き家物件を登録し、その情報を移住希望者の方などに提供するための制度。
依存財源	地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金(市町村の場合)、地方譲与税、地方債など、国(市町村の場合は国または都道府県)からの交付またはその意思決定による財源を依存財源という。

▼か行

義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人事費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなる。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく区域。急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為が制限される。
旧耐震基準	昭和 53(1978)年の宮城県沖地震の甚大な被害を受けて昭和 56(1981)年に行われた建築基準法改正を境とし、改正以前の基準を「旧耐震基準」という。旧耐震基準の建築物は耐震性の改善が必要となる。
居住誘導区域	立地適正化計画で定める居住を誘導すべき区域。人口減少の中にあっても一定の区域において人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする。
警戒避難体制	土砂災害の危険性の周知や情報の収集・伝達、避難勧告等の発令・解除、安全な避難場所・避難経路の確保、要配慮者への支援、防災意識の向上等の総合的な防災対策の取り組み体制。
交通手段分担率	複数の交通手段のうち、全交通手段に占める各交通手段の利用割合。
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された機関。

▼さ行

災害危険区域	建築基準法第 39 条の規定に基づき、地方公共団体が津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限する区域。
災害レッドゾーン	災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び津波災害特別警戒区域を指す。都市再生特別措置法の改正により、災害レッドゾーンは原則として居住誘導区域から除外する。
砂防関連施設	防災インフラとして整備する砂防堰堤等の施設(ハード整備施設)。
自然減	死者数が出生数を上回ることによって生じる人口の減少。
社会減	転出者数が転入者数を上回ることによって生じる人口の減少。
自主財源	自治体の収入のうち、地方税、使用料、手数料、分担金、負担金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金など、自治体が自主的に徴収できる財源。
実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるものであり、形式収支から、翌年度に繰り越すべき経費等の財源を控除した額。
地すべり防止区域	地すべり等防止法に基づく区域。地すべりの発生による被害を防止又は

▼さ行

	軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為が制限される。
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、津波等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。
指定避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

▼た行

大規模盛土造成地	過去に大規模地震発生の際、造成宅地における崖崩れ又は土砂の流出被害が発生したことを受け、一定の要件を満たした盛土造成地を大規模盛土造成地とし、その安全性を調査するものとしている。
宅地液状化	地盤が地震発生による強い衝撃を受けた際、土の粒子がバラバラになることで、地盤全体がドロドロの液体状態になる現象。地盤が柔らかくなるため、建物の沈下や傾斜などの現象が発生する。
小さな拠点づくり	集落生活圏において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持するため、地域住民が自治体や事業者等と協力・役割分担を行い、生活支援機能の集約・確保を図る取り組み。
低未利用地	主として市街地内の空地、空き家や空き店舗の敷地など、有効に利活用されていない土地をいう。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（「都市の再生」）を図り、あわせて都市の防災に関する機能の確保を目的として定められた法律。
都市機能	都市において生活を営むうえで必要な機能であり、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスをいう。
都市機能誘導区域	立地適正化計画で定める都市機能を誘導する区域。医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市構造の評価に関するハンドブック	国土交通省が各都市におけるコンパクトなまちづくりを支援する参考図書として都市構造のコンパクトさを多角的に評価する手法をとりまとめたハンドブック。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、原則として都道府県が指定する（都市計画法第5条第1項）。本町では、奥出雲都市計画区域が指定されている。
都市計画区域マスターplan	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めた計画で都道府県が策定する。概ね20年後の都市の姿を展望し、都市づくり、区域区分、用途配置、道路・公園などの都市施設整備等の方針を定める。
都市計画運用指針	都市計画制度の運用にあたっての基本的な考え方や、都市計画制度、手続きの運用の在り方、個別政策課題への対応について、国が地方公共団体に対して示した指針。
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき知事が指定する区域。土砂災害が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」、建築物に損壊が生じ住民等の生命・身体に著しい危害のおそれが

▼た行	
	ある区域を「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」として指定する。
届出制度	立地適正化計画において、市町村が居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等の動きを把握するための制度。
徒步圏人口カバー率	対象施設を徒步圏(都市構造の評価に関するハンドブックによる徒步圏:一般的な徒步圏である半径 800m)で利用できる人口の比率。
▼な行	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく区域で、農業振興地域内にある集団的に存在する農用地等として利用すべき土地をいう。
▼は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを示した地図。
福祉避難所	災害対策基本法に基づく施設であり、主に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設。
保安林	水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を發揮させるため、森林法に基づき指定された森林。保安林に指定されると、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。
防災指針	都市の防災に関する機能の確保に関する指針。防災指針には、特に居住誘導区域・都市機能誘導区域における防災対策・安全確保策の取り組み方針と、それに基づく具体的な取り組みを記載する。
▼ま行	
マイタイムライン	予測される土砂災害等に対して住民自らが、「いつ」、「何をするか」を時系列で整理した個人の避難行動計画。
▼や行	
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に定められた施設は避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられている。
誘導施設	都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべきとして位置付けた都市機能増進施設。
用途地域	都市計画法に基づくの地域地区の一種。市街地の適正な土地利用を図るため、その目標に応じて13種類の地域に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度。
▼アルファベット	
KPI	Key Performance Indicator の略称。目標達成に向けたプロセスの進捗管理に用いられる指標を指す。
KGI	Key Goal Indicator の略称。達成すべき最終目標(ゴール)を定量的に表したもの指す。
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(対策・改善)の 4 つのプロセスを繰り返し、目標達成や業務改善を行うフレームワークをいう。

奥出雲町立地適正化計画策定経緯

令和 5(2023)年度

時期	実施内容
令和 5(2023)年 7月 25 日	第1回 奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会 ① 立地適正化計画の概要 ② 立地適正化計画の検討の進め方 ③ 奥出雲町の現況
令和 5(2023)年 8月 8日～8月 28 日	奥出雲町立地適正化計画策定に係る町民アンケート調査 ・調査対象:町内在住の 18 歳から 75 歳の男女 ・標本数:1,120 件 ・回収数:576 件(回収率:51.4%)
令和 5(2023)年 8月 22 日	第1回 奥出雲町庁内検討委員会 ① 奥出雲町立地適正化計画策定及び庁内検討委員会の主旨 ② 立地適正化計画の概要 ③ 立地適正化計画の検討の進め方 ④ 国の支援事業について ⑤ 都市構造再編集中支援事業のスケジュール案 ⑥ 立地適正化計画・都市構造再編集中支援事業に関する取り組み等の照会依頼
令和 5(2023)年 9月上旬～10月上旬	奥出雲町立地適正化計画策定に係る事業所・団体意向調査 ・調査対象:町内の事業所・団体 ・対象数:32 事業所・団体 ・回収数:30 事業所・団体(回収率:93.8%)
令和 5(2023)年 11月 17 日	第2回 奥出雲町庁内検討委員会 ① 各調査の分析結果 ② 奥出雲町の現況と課題 ③ 基本方針の検討ポイントについて ④ 庁内ヒアリング調査結果概要
令和 5(2023)年 12月 11 日	第2回 奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会 ① 各調査の分析結果 ② 奥出雲町の現況と課題 ③ 基本方針の検討ポイントについて
令和 5(2023)年 12月 14 日	奥出雲町立地適正化計画策定に係るまちづくり座談会 【横田会場】 ・場所:奥出雲町横田庁舎 大会議室 ・参加者:事前申込 22 名／当日参加者 17 名 ・テーマ:魅力的な市街地をつくろう ～横田がどんなまちになると良いですか～

令和 5(2023)年度

時期	実施内容
令和 6(2024)年 1月 31 日	奥出雲町立地適正化計画策定に係るまちづくり座談会【仁多会場】 ・場所: 奥出雲町仁多庁舎 大会議室 ・参加者: 事前申込 27 名／当日参加者 25 名 ・テーマ: 魅力的な市街地をつくろう ～三成がどんなまちになると良いですか～
令和 6(2024)年 2月 7 日	第 3 回 奥出雲町内検討委員会 ① 立地適正化計画基本方針(案) ② 整備構想(素案)及び都市構造再編集中支援事業の検討、 まちづくり座談会結果概要 ③ 立地適正化計画誘導区域設定(案)
令和 6(2024)年 2月 26 日	第 3 回 奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会 ① まちづくり座談会結果概要 ② 立地適正化計画基本方針(案) ③ 立地適正化計画誘導区域設定(案) ④ 奥出雲町が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク
令和 6(2024)年 3月 15 日	奥出雲町都市計画審議会 令和 5 年度第 1 回都市計画審議会 ① 立地適正化計画の策定について ② これまでの検討経緯・計画策定スケジュール ③ 検討結果報告

令和 6(2024)年度

時期	実施内容
令和 6(2024)年 6月 24 日	第 4 回 奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会 ① 奥出雲町立地適正化計画(素案) ② 立地適正化計画に係わるシンポジウム開催の案内 ③ 今後の流れ
令和 6(2024)年 7月 1 日	奥出雲町都市計画審議会 令和 6 年度第 2 回都市計画審議会 ① 奥出雲町立地適正化計画(素案)について ② 今後の予定
令和 6(2024)年 7月 21 日	奥出雲町立地適正化計画コンパクトなまちづくりシンポジウム ① 基調講演「人口減少と地域の特徴を踏まえたコンパクトなまちづくりへ」 ② 計画概要説明「奥出雲町立地適正化計画について」 ③ パネルディスカッション「まちなか再生・未来に向けたまちづくり」
令和 6(2024)年 7月 22 日～8月 15 日	パブリックコメント
令和 6(2024)年 9月 27 日	第 5 回 奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会 ① 奥出雲町立地適正化計画(最終案)について
令和 6(2024)年 10月 2 日	奥出雲町都市計画審議会 令和 6 年度第 2 回都市計画審議会 ① 奥出雲町立地適正化計画の策定における答申

奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画(以下「計画」という。)の策定するため、奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な事項の調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 各種団体の役員又は職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条第2項に定める身分を失った場合は、委員の資格を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課及び政策企画課で処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

奥出雲町立地適正化計画策定検討委員会名簿

令和5(2023)年度名簿

氏名	選出区分	所属	役職
細田 智久	学識経験者	島根大学総合理工学部 教授	委員長
植田 良二	商工・観光	奥出雲町商工会 会長	副委員長
岩佐 俊秀	自治会長会連合会	奥出雲町自治会長会連合会 会長	
石原 一志	自治会長会連合会	奥出雲町自治会長会連合会 副会長	
内田 吉彦	自治会長	三成地区自治会長会 会長	
山田 正巳	自治会長	三沢地区自治会長会 会長	
景山 明	自治会長	八川地区自治会長会 会長	
田食 喜美子	社会福祉	奥出雲町社会福祉協議会 事務局長	
佐藤 和彦	建設業	(一社)仁多地区建設業協会 会長	委員
金倉 弘美	農業	奥出雲町農業委員会 会長	
若月 ゆかり	幼児教育	社会福祉法人 仁多福祉会 理事	
永瀬 義美	仁多郡校長会	奥出雲町立三成小学校 校長	
藤原 幹夫	仁多郡校長会	奥出雲町立横田小学校 校長	
宇田川 孝浩	建築士会	島根県建築士会雲南支部 支部長	
森山 孝雄	公共交通	(株)奥出雲交通 代表取締役常務	
糸賀 夏樹	不動産	(株)OKU-Reno 代表取締役	
神田 孝	島根県	島根県土木部都市計画課 課長	
土屋 伸生	島根県	島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所 所長	オブザーバー

令和6(2024)年度名簿

氏名	選出区分	所属	役職
細田 智久	学識経験者	島根大学総合理工学部 教授	委員長
植田 良二	商工・観光	奥出雲町商工会 会長	副委員長
石原 一志	自治会長会連合会	奥出雲町自治会長会連合会 会長	
景山 明	自治会長会連合会	奥出雲町自治会長会連合会 副会長	
内田 吉彦	自治会長	三成地区自治会長会 会長	
渡部 裕二	自治会長	三沢地区自治会長会 会長	
岩佐 俊秀	自治会長	横田地区自治会長会 会長	
田食 喜美子	社会福祉	奥出雲町社会福祉協議会 事務局長	
佐藤 和彦	建設業	(一社)仁多地区建設業協会 会長	委員
金倉 弘美	農業	奥出雲町農業委員会 会長	
若月 ゆかり	幼児教育	社会福祉法人 仁多福祉会 理事	
三島 啓介	仁多郡校長会	奥出雲町立三成小学校 校長	
藤原 幹夫	仁多郡校長会	奥出雲町立横田小学校 校長	
宇田川 孝浩	建築士会	島根県建築士会雲南支部 支部長	
森山 孝雄	公共交通	(株)奥出雲交通 代表取締役常務	
糸賀 夏樹	不動産	(株)OKU-Reno 代表取締役	
神田 孝	島根県	島根県土木部都市計画課 課長	
森田 未来	島根県	島根県土木部都市計画課 主任	
高木 清	島根県	島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所 所長	オブザーバー

奥出雲町立地適正化計画

全町民の生活を支える中心市街地の再生

令和6年11月

発行 : 島根県奥出雲町

編集 : 建設課

住所 : 島根県仁多郡奥出雲町横田1037

TEL : 0854-52-2675

FAX : 0854-52-2377

URL : <https://www.town.okuizumo.shimane.jp>
